



学校における新型コロナウイルス感染拡大防止に係る 学級閉鎖等の基準変更について

●改訂理由 学級閉鎖等の扱いにおいて、千葉県閉鎖基準と同様にしたため

●改訂内容

改訂前	改訂後
<p>【対象者】 児童生徒及び教職員</p>	<p>【対象者】 児童生徒及び教職員</p>
<p>【対象者が陽性】 ・陽性者がいる場合</p>	<p>【対象者が陽性】 ・陽性者が<u>複数名</u>いる場合 ・陽性者がいる学級等で<u>風邪等の症状</u> で欠席者が<u>複数名</u>いる場合</p>
<p>【対象者が濃厚接触者】 ・発熱している又は風邪等の症状が出 ている場合</p>	<p>【対象者が濃厚接触者】 ・発熱している又は風邪等の症状が出 ている者がいる学級で<u>風邪等の症 状</u>で欠席者が<u>複数</u>いる場合</p>
	<p>【その他】 ・<u>学校内の教育活動等</u>において濃厚接 触者や濃厚接触者を疑う者が特定 される場合</p>

●運用開始 令和4年3月14日（月）から

【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本356 京葉ガスF松戸ビル4階

松戸市学校教育課 学務課 ☎047-366-7457

FAX 047-368-6616 ✉mcgakumu@city.matsudo.chiba.jp